

自治会防犯カメラ管理運用規程（案）

1 趣旨

この規程は、個人のプライバシーの保護に配慮しつつ、次項に定める設置目的を達成するため、_____自治会内に設置する防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めるものとし、もってその適正な設置・運用を図るものとする。

2 設置目的

防犯カメラは、_____自治会内における犯罪防止のために設置するものとする。

3 管理責任者等

- (1) 防犯カメラの適正な設置運用を図るため、管理責任者を置くものとする。
- (2) 管理責任者は_____自治会長とする。
- (3) 管理責任者は、防犯カメラの操作を行わせるため、操作取扱者を置くことができる。
- (4) 操作取扱者は自治会長が指定した者_____とする。

4 設置の場所等

(1) 配置の場所及び設置台数

下記のとおり、自治会内に_____台の防犯カメラを設置する。

(所在地)	各務原市	丁目	番地
(所在地)	各務原市	丁目	番地
(所在地)	各務原市	丁目	番地
(所在地)	各務原市	丁目	番地
(所在地)	各務原市	丁目	番地

(2) 設置の表示

防犯カメラの撮影区域の見やすい位置に、防犯カメラを設置している旨を記載した表示板を掲示する。表示板には、設置者名を記載するものとする。

5 管理責任者及び操作取扱者の責務

- (1) 管理責任者及び操作取扱者（以下、「管理責任者等」という。）は、この規程の定めるところにより、防犯カメラ等の適正な運用を図り、その設置目的を効果的に達成するよう努めるとともに、個人のプライバシーの保護を図らなければならない。

- (2) 管理責任者等は、撮影された画像は言うまでもなく、画像から知り得た情報を漏えいしたり、不当な目的のために使用してはならない。管理責任者等でなくなった後においても同様とする。

6 画像等の管理

(1) 保管場所

録画装置及び記録媒体はカメラ本体に内蔵されており、管理責任者が施錠を行うなどして、適正に管理することとする。

(2) 保存期間

カメラの記録媒体の性能から、画像は概ね_____日間で全て書き換えられるため、保存期間は_____日間とする。

(3) 画像の不必要な複製等の禁止

記録された画像の不必要な複写、複製や加工を行わないこととする。

(4) 画像の消去

保存期間を経過した画像はカメラの機能上、上書きされることにより消去される。記録媒体を処分する場合は、管理責任者を含め複数人で、破砕などにより完全に消去されたことを確認の上処分し、処分した日時、方法等を記録するものとする。

7 画像の利用及び提供の制限

- (1) 記録された画像は、設置目的以外の目的のために利用しないものとし、画像から識別される本人の同意がある場合を除き、第三者に閲覧・提供しないものとする。ただし、次の場合は閲覧・提供できるものとする。

①法令に基づく場合

②住民等の生命、身体及び財産の安全の確保その他公共の利益のために緊急の必要性がある場合

- (2) 画像の閲覧・提供を行う場合は、相手先から身分証明書の提示を求めるなど身元の確認を行うとともに、閲覧・提供を行った日時、相手先、目的・理由、画像の内容等を記録しておくものとする。

8 苦情等の処理

管理責任者等は、防犯カメラの設置及び運用に関する苦情や問い合わせを受けた時は、迅速かつ誠実に対応するものとする。

9 引継ぎについて

自治会長の任期満了時には、次期管理責任者となる新自治会長に本基準を遵守する旨の誓約書に署名を要請したうえで引継ぎを行う。

附 則

1. この規程は、防犯カメラ設置完了日より施行する。

防犯カメラの設置及び運用に関する留意事項

1 設置目的の設定と目的外利用の禁止

防犯カメラの設置目的が防犯であることを明確に定め、目的を逸脱した利用を行わないこととします。

2 撮影対象範囲、設置場所等

防犯カメラで撮影された画像は、その取扱いによってはプライバシーを侵害する恐れがあるため、どこにでも防犯カメラを設置してよいというものではありません。

そこで、犯罪防止効果が発揮され、かつ、不必要な画像が撮影されないように撮影対象範囲を設定し、設置場所、撮影方向、設置台数を定めることとします。

3 設置の表示

犯罪防止効果を高めるとともに、プライバシーの保護を図るため、誰にでもわかるように、撮影対象範囲内または周辺の見やすい場所に防犯カメラを設置していること及び設置者の名称等を表示することとします。

※設置場所等から設置者が明らかである場合には、設置者の名称等の表示を省略することができるものとします。

4 管理責任者、操作取扱者の指定

防犯カメラ設置者は、防犯カメラ及び撮影された画像の適切な管理、情報の漏えい防止等に配慮するため、管理責任者を指定することとします。

管理責任者は、自ら防犯カメラの操作ができない場合は、操作取扱者を指定し、その指定を受けた者だけに機器の操作等を行わせることとします。

5 秘密の保持

防犯カメラの設置者、管理責任者及び操作取扱者（以下、「設置者等」という。）は、撮影された画像は言うまでもなく、画像から知り得た情報を漏えいしたり、不当な目的のために使用したりしないものとします。このことは、設置者等でなくなった後においても同様とします。

6 撮影された画像等の適正な管理

画像のデジタル化や記録媒体の小型化、大容量化が進み、画像の複写や持ち出しが容易になっていることから、安全管理対策が重要です。

そこで、設置者等は、画像の漏えい、滅失、改ざん等を防止するため、次の事項に留意して必要な措置を講じることとします。

(1) モニターや録画装置、記録媒体がある場所は、設置者又は管理責任者が許可した者以

外の立ち入り禁止や施錠設備を施すなど、施設の状況に応じた情報漏えい防止措置を講じることとします。

- (2)記録した画像の不必要な複写、複製や加工はしないものとします。また、ビデオテープ、DVD等の記録媒体は施錠できる保管庫等に保管し、外部への持ち出し、転送はしないものとします。
- (3)画像の保存期間は、設置目的を達成する範囲で、必要最小限度の期間とします。ただし、設置者又は管理責任者が犯罪・事故の捜査のため特に必要と判断するときは、保存期間を延長することができます。
- (4)保存期間を経過した画像は速やかに消去するか、上書きにより消去することとします。
- (5)記録媒体を処分するときは、破砕または復元のできない完全な消去を行い、画像が読み取れない状態にすることとします。また、処分の日時、方法等を記録することとします。
- (6)防犯カメラの構成機器をインターネットに接続し、または無線を利用して運用する場合は、情報漏えい及び不正アクセス防止措置に特に配慮する必要があります。

7 撮影された画像の閲覧・提供の制限

- (1)県民等のプライバシー保護のため、画像から識別される本人（未成年の場合はその保護者）の同意がある場合を除き、画像を第三者へ閲覧、または提供しないものとします。ただし、次の場合は閲覧・提供できることとします。
 - ①法令に基づく場合
 - ・裁判官が発する令状に基づく場合や、捜査機関からの照会（刑事訴訟法第197条第2項）、弁護士からの照会（弁護士法第23条の2第2項）に基づく場合など
 - ②県民等の生命、身体及び財産の安全の確保その他公共の利益のために緊急の必要性がある場合
 - ・行方不明者の安否確認や、災害発生時に被害状況を情報提供する場合など
- (2)画像を閲覧・提供する際は相手先に身分証明書の提出を求めるなど、身元確認を行うとともに、閲覧・提供した日時、相手先、目的、画像の内容等を記録するものとします。

8 苦情等への対応

設置者等は、防犯カメラの設置・運用に対する苦情や問い合わせには、誠実かつ迅速に対応することとします。

9 業務の委託

防犯カメラの設置、運用を含めた施設管理業務や警備業務等を委託する場合は、この留意事項の遵守を委託契約の条件にするなど、適正な設置、運用を徹底するものとします。

10 設置・運用規程の作成

設置者又は管理責任者は、この留意事項に基づき、防犯カメラの設置・運用を適切に行うため、設置目的や利用形態に合わせ、設置・運用規程を定めることとします。